

家計急変の該当基準と判定方法について

該当基準

- ①令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと。
- ②令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員の年収（見込額）が下表の住民税非課税相当限度額以下であること。

判定基準

世帯員全員の令和4年分の所得（給与明細，収支内訳等）により経済状態を推定し判定します。

【収入の種類】

給与，事業，不動産，公的年金（非課税のものは除く）

【判定対象者】

世帯員全員です。それぞれの収入（所得）で判定します。

【その他】

扶養親族等の人数は，申請時点における状況で判定します。

住民税（均等割）の非課税相当限度額算定表（生活保護基準の級地区分3級地の場合）

世帯の人数	家族構成（例）	非課税相当限度額 （収入額ベース）	月額の日安 （総支給額を確認）	非課税相当限度額 （所得額ベース）
1人	单身	93.0万円	約7.7万円	38.0万円
2人	夫（婦）+子1人	137.8万円	約11.4万円	82.8万円
3人	夫婦+子1人	168.3万円	約14.0万円	110.8万円
4人	夫婦+子2人	209.9万円	約17.4万円	138.8万円
5人	夫婦+子3人	249.9万円	約20.8万円	166.8万円

給与明細による判断方法のイメージ

（例）世帯人数4人の場合

家族構成⇒夫（給与所得者），妻（無職），子（17歳），子（12歳）

夫が家族3人を扶養している。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて，7月で退職。

9月に再就職の予定だが，収入が減少する見込み。

令和4年1月～7月分の総支給額 1,400,000円（確定額） 200,000円×7か月分

令和4年9月～12月分の総支給額 600,000円（見込額） 150,000円×4か月分

年収換算（確定額+見込額） = **200.0万円**

判断結果



夫の年収換算が住民税非課税世帯相当限度額 209.9万円以内のため，**給付可能**

具体的な取扱いについて

- ・一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象外です。
- ・基準日（令和4年6月1日）の翌日以降の同一住所における世帯分離は同一世帯とみなし，同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は，もう一方の世帯への支給はできません。